

久林（整）第 59 号
令和 4 年 9 月 12 日

通知書

久万高原町を事業活動区域とした
愛媛県意欲と能力のある林業経営者 各位

久万高原町長 河野 忠康

森林経営管理法第 36 条第 3 項の規定による経営管理実施権の設定にあたり、同条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から選定する必要があることから、下記を了承の上、経営管理実施権の設定を希望する事業者の方は企画提案書をご提出ください。

記

1 経営管理実施権設定候補森林

若山地区第 2 期

各別添「経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領」（以下、選定要領と言う）の 2 に記載のとおり。

2 企画提案書の提出について

（提出場所） 中予山岳流域林業活性化センター

〒791-1201

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 265 番地 2

電話（0892）58-9111

FAX（0892）58-9112

メール center@kumarin.org

（提出期限） 令和 4 年 10 月 11 日（火）17 時 00 分

3 備考

詳細については、選定要領及び該当する経営管理権集積計画を参照いただくか、上記までお問い合わせください。

以上